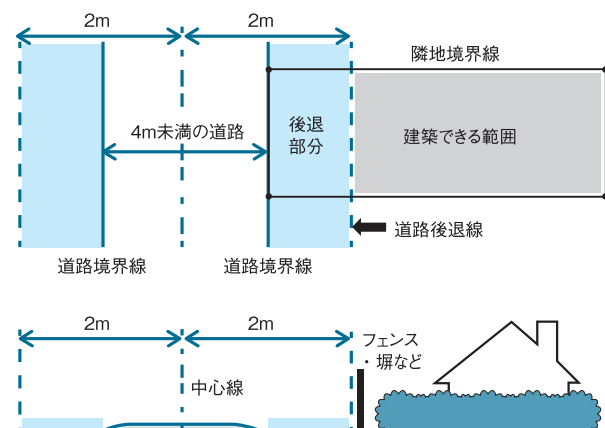


お知らせ

家を建てる時、敷地に接する道路は幅員4m以上



建物の新築や増改築をする場合、敷地は建築基準法で定められた道路(原則幅員4m以上)に接していなければなりません。ただし、幅員4m未満の道路であっても、建築基準法の適用を受ける前から建物が立ち並んでいる道路で、各条件を満たしているもの(法42条2項道路)は、建物を作る際に道路の中心線から2mまで敷地を後退させることで、幅員4mの道路があるとみなして建築することが

出来ます。この後退した部分は道路と同じ扱いとなるため、建物や塀などを造ることは出来なくなります。また、建替等の際に後退部分に含まれている既存の塀等も撤去・移転する必要があります。

狭い道路幅整備促進事業

2項道路に関して「後退用地無償使用承諾書」の提出があった場合、固定資産税の非課税措置や後退に伴う塀や門の撤去費用の一部補助制度(限度額10万円)を活用できます。また、後退用地を市に寄附していただける場合には、分筆測量費の一部についても補助(限度額30万円)を行っておりますのでご利用ください。なお、この補助制度の利用には、条件がありますので、申請前にご相談ください。

建築指導課 ☎(21)2441

ごみの適正な分別のお願い

4月5日(水)11時頃に岩舟町地内において、もやさないごみの収集運搬中に穴の開いていないスプレー缶やカセットガスボンベが原因と思われる車両火

災事故がありました。



近年、とちぎクリーンプラザでは年間100件以上の発

火事例があり、主な原因は、もやさないごみに混入した小型充電式電池やスプレー缶と考えられています。このような火災が発生すると収集車や処理施設に被害が生じ、ごみ処理が滞るだけでなく、作業員や地域の皆さまの人命に関わる大きな事故に繋がりがかねません。

ルールを守り、正しくごみを出してください。

・スプレー缶やカセットガスボンベは中身を使い切って、穴をはつきり2か所以上開け、穴を開けた場所を丸印で囲んで、スプレー缶だけを他のもやさないごみとは別の中身が見える袋で出してください。

・小型家電は電池を外し、小型家電のごみ収集日に出してください。

献血へのご協力のおねがい

命を救える身近なボランティア

ア「献血」にご協力ください

日時 6月22日(木)、23日(金) 受付時間…10時～11時45分、13時～16時

場所 栃本市役所本庁舎3階正庁

対象 16歳～69歳の方。ただし、65歳以上の方については60歳～64歳に献血経験がある方に限る

内容 200ml(先着順で、定員に達し次第受付を終了します)または400ml献血のみ 所要時間 20～30分程度

健康増進課 ☎(25)3512

水道料金等の未払い詐欺にご注意ください

上下水道局の職員を名乗り訪問し、金融機関のキャッシュカードを騙し取り、預金を引き出された事案が発生しました。上下水道局では、いかなる理由があってもお客様からクレジットカードやキャッシュカードをお預かりすることはありません。少しでも不審に思われた場合は、上下水道局へお問合せください。

上下水道総務課 ☎(25)2100

緊急地震速報訓練

消防庁と気象庁が全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練を全国で一斉に実施します。

日時 6月15日(木)10時頃
放送される機器 ケーブルテレビのL字放送(テロップが流れます)
※気象・地震活動の状況等によつては、訓練用の緊急地震速報の配信を急ぎ中止する場合があります。

国危機管理課 ☎(21)2551

全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験

日時 6月7日(水)11時
放送内容 「上りチャイム+『これはJアラートのテストです』×3+下りチャイム」

放送される機器 屋外スピーカーカー(185か所)／防災ラジオ(自動起動します)／FMくらら857の緊急割り込み放送／ケーブルテレビのL字放送(テロップが流れます)

国危機管理課 ☎(21)2551

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査のご案内

自分自身の健康を守るため年1回は必ず健診を受けましょう。お手元に届いた「令和5年度けんしんパスポート」の中に、特定健康診査(国民健康保険加入者)・健康診査(後期高齢者医療制度加入者)の受診券が綴

じられていますので、ぜひ受診してください。
特定健康診査 対象 40歳以上75歳未満の方(国民健康保険加入者)
生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を発見するための検査です。該当者および予備群となる方を早期に発見し、対象者の方へ生活習慣改善のための指導(特定保健指導)を行います。

後期高齢者医療健康診査 対象 後期高齢者医療制度加入者

後期高齢者の健康の保持・増進のために生活習慣病や予備群を早期に発見し、早期治療や予防につなげることを目的としています。

※詳細は「令和5年度けんしんガイドブック」を確認のうえ、お申込みください。

※受診の際は受診券が必要になります。有効期限を確認のうえ、大切に保管してください。また、受付の際には、必ず受診券と被保険者証を提示してください。

※集団検診または個別検診のいずれかを年に1回受診できます。市の補助を使った人間ドック(一般ドック・脳ドック・宿泊ドック)との併用はできません。複数受診されますと、費用

を返還していただきますのでご注意ください。
※受診期間は、令和6年2月29日までです。
国集団検診に関すること 健康増進課 ☎(25)3511
①特定健康診査 保険年金課国保係 ☎(21)2131
②後期高齢者医療健康診査 保険年金課医療給付係 ☎(21)2137

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。その一環として、市では各地域に相談所を設け、人権に関する様々な相談に人権擁護委員が応じます。

特設相談所

栃本市厚生センター(旭町)

6月7日(水)10時～12時、13時～15時

大平隣保館(大平町新)

6月12日(月)10時～12時、13時～15時

人権擁護委員

佐山和江氏／関口茂一郎氏／渡沼康子氏／黒川弘照氏／白井春江氏／奈良部俊次氏／岸千賀子氏／船田圭子氏／

石原謙太郎氏／柏倉裕氏／石塚和子氏／高際はま子氏／藤野喜代子氏／矢口稔氏／荒木由和氏／加茂律子氏／大阿久功子氏／白井恭子氏／中田美千子氏／大竹教子氏／渡辺憲子氏

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談、人権侵害による被害者の救済や、人権についての啓発活動を行っています。常設での電話相談も受付けていますので、困ったことがあったら、お気軽に相談ください。

専用相談電話

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

人権・男女共同参画課 ☎(21)2161

農業者年金の現況届を提出してください

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。現況届を提出しないと、年金の支払いが一時差し止めとなります。期限までに必ず提出ください。

対象 農業者年金を受給している方
提出期限 6月末日
提出場所 農業委員会事務局、各総合支所地域づくり推進課および各支所・出張所
注意事項
・現況届の用紙を紛失または汚損された場合は問合先へ
・年金受給者が亡くなられた場合は、お近くの農協支店へ届け出ください。

農業委員会事務局 ☎(21)2393

高齢者実態調査にご協力ください

市では毎年、普段の見守り活動、不慮の事故や緊急の際に活用するため、ご家族の状況や、いざというときの緊急連絡先を確認しています。

対象 70歳以上(令和5年4月1日時点)の方のみが暮らす世帯。69歳以下の方が同居または隣接地にお住いの場合は調査対象外となります。

内容 5月～6月にかけて、民生委員が対象者のお宅を訪問しお話を伺い、調査票を作成します。調査の結果は普段の見守り活動、不慮の事故や緊急の際に活用いたしますので、ご協力をお願いします。

高齢介護課 ☎(21)2241

いたくら会計

板倉聡公認会計士・税理士事務所

(関東信越 税理士会所属)

板倉公認会計士事務所

公認会計士・税理士 板倉 聡

税理士 行政書士	板倉 優	公認会計士	日向野 司
税理士	松嶋 央行	税理士	大島 康

〒328-0125 栃本市吹上町691-1 TEL0282(31)3682・FAX0282(31)3683 E-mail:itakuras@ita-trust.jp

住宅リフォーム事業者団体 日本塗装工業会

当社は国土交通大臣登録団体の構成員です

オオアキ建築工業株式会社

☎0282-22-5981

屋根・外壁塗装 リフォーム請負工事

地域密着店 完全自社施工

見積無料